

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成29年7月14日（金）午後2時30分～午後4時50分  
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）  
出席者 司会者 金子大作（札幌地方裁判所刑事第3部総括判事）  
法曹出席者 坂田正史（札幌地方裁判所刑事第3部判事）  
大野雅祥（札幌地方検察庁公判部検事）  
奥田真与（札幌弁護士会弁護士）  
裁判員経験者 5人（1番，2番，4番，5番，6番）  
補充裁判員経験者 1人（3番）  
報道機関出席者  
北海道新聞 1人  
共同通信 1人  
HBC 1人

### <意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

#### 司会者

それでは，裁判員，補充裁判員を経験された皆様との意見交換会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中を，また近年まれに見るこの暑さ続きの中を，この意見交換会のために裁判所に来ていただき，誠にありがとうございます。本日はこれから2時間程度ですけれども裁判員を経験された，その経験に基づいて，自由に色々なことについて意見交換をしたいと思っております。

最初に自己紹介をさせていただきますが，私は札幌地方裁判所刑事3部で裁判長を務めております金子大作と申します。どうぞよろしく願いいたします。

いま，こちらに並んで座っているのは裁判に関係している仕事をしている皆さんですけれども，その方々から自己紹介をしてもらおうと思います。裁判所，検察庁，そして弁護士会の順番で一言ずつ自己紹介をお願いします。

#### 坂田判事

私は，札幌地裁刑事3部の裁判官の坂田といいます。日々，裁判員裁判を担当させていただいておりますが，色々な創意工夫と試行錯誤が必要な裁判員裁判の在り方については，いつも議論と反省をしながら運用させていただいております。その考えを深めるに当たっては，裁判員，補充裁判員をご経験いただいた皆様の声が大変貴重でございます。今日は大変楽しみにして参った次第です。どうぞよろしく願いいたします。

#### 大野検事

札幌地検検事の大野といいます。私は，隣の札幌地方検察庁の職員です。裁判を担当する公判部というところに所属しています。裁判員裁判の経験はたくさんあるのですが，日々，裁判員の皆さんにどういう工夫をしたら理解してもらいやすくなるかというのをずっと考えながら，裁判員裁判を担当しています。今日は皆さんの忌憚のないご意見を聴かせてください。よろしく願いいたします。

奥田弁護士

札幌弁護士会に所属する弁護士の奥田真与と申します。私は、弁護士会の中で裁判員制度実施本部という委員会に所属しております。私自身は裁判員裁判を、これまでに6件ぐらい経験していますけど、なかなか、弁護士の場合には事件が回ってくることも少なく、皆さんが参加された裁判員裁判でもこれが初めての裁判員裁判という弁護士も何人もいたと思います。弁護士の場合には、裁判員裁判の弁護人としての経験を積むということが難しい上に、被告人の言っている言い分が分かりにくい、もしくは証拠と矛盾していたりというようなケースもままあって、その場合に、被告人のためにどのような弁護活動をするのかということ、非常に難しい局面に立たされることもあります。皆さんから、今日は忌憚のないご意見を伺うことを楽しみにやってきました。よろしくお願ひいたします。

### <裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

それでは、導入ということで、裁判員裁判制度について若干お話ししておきますが、この制度自体は平成21年5月に施行されておりますので、もう8年が経過したということになります。この間、ここ札幌地裁では、今年5月末までに、選ばれた裁判員の数で1349人、補充裁判員の数としては468人の皆さんに参加していただいています。裁判所では、これまでに、このような意見交換会を日本各地で実施しております。そのたびに様々なご意見、ご感想を頂戴しています。刑事裁判に関わる我々が、お聴かせいただいたご意見などを参考にしてより良い刑事裁判の運用に向けて努めていこうと考えているところでありますし、色々な工夫もしてきたところではあります。本日も皆様から、率直な意見を伺った上で、次に活かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、皆さんにご担当いただいた事件の内容を簡単に私の方からご紹介いたします。そして、その事件を振り返ってみて、それぞれ担当された方から、まずは全般的な感想をいただければと思っております。

まず、1番の方と2番の方は同じ事件を担当されたと同っております。殺人未遂事件、それから銃刀法違反事件ということで、お二人とも裁判員として参加してくださいました。この事件は、勤務先の店の部下であった被害者に対する不満から、その者の対応等によってはペティナイフで刺そうなどと考えて呼び出した上、その被害者の体のあちこちをペティナイフで突き刺すなどしたけれども、抵抗されるなどして重傷を負わせるにとどまった事件だったと聞いています。起訴された事実には争いがあつたわけではなく、被告人に対してどのような刑を科するのかということを中心に議論がされたというふうに聞いています。審理と評議で5日間、判決結果は懲役9年というものだったそうですが、それでは、1番の方から全般的な感想をいただいでよろしいでしょうか。

1番

まずは、事件の概要を説明していただいたとおり、公訴事実には争いがなくて、量刑だけを判断せよという中身でしたので、殺人未遂ですが、中身を見ると殺人に等しいような重大事件にもかかわらず、ちょっと表現的にはどうかと思いますけれども、判断するところが少ない事件だったのではないかと思います。

司会者

どうもありがとうございます。では、続きまして2番の方、よろしくお願ひいたします。

2番

大して難しくは考えてはいないんですけれども、やっぱり重要な事件で、人を殺めようとするとは、よっぽどの思いがあったのかなという、事件の背後にある物語というようなものを見せられたような感じがしました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、3番の方以降、お一人ずつお話しを伺っていきます。担当事件が別になりますので、それぞれ個別に紹介いたします。まず、3番の方の事件ですけれども、殺人未遂事件ということで補充裁判員としてご参加いただいたと聞いております。事件の内容は、共同住宅の隣室に住んでいた被害者と以前から騒音などをめぐってトラブルになっていた被告人が、犯行当日、騒音の苦情を言いに来た被害者に怒鳴られるなどしたことに腹を立てて、その腹部を包丁で突き刺して傷害を負わせたというものであり、殺意の有無、人を殺す、そういった故意のことですが、殺意の有無及び正当防衛の成否が争点となったと聞いています。審理と評議に7日間、そして判決結果は懲役7年だったということです。何か全体的なこと結構ですので、お気づきの点とか感想があればお伺いしたいと思います。

3番

この事件に関しては、前もって分かっていた事件でした。テレビで見えていましたから。ああ、この事件ってすぐ分かったんです。でも、内容をやっぱり細かく審議していったときには、犯人である被告人は前科もあった人なので、色々な面で考えさせられる事件でした。また、被害者に対する反省というのがないような感じが、人間としてどうなのかなとか、やっぱりそれまでに、前科があった人なので、その前に、こういう事件になる前に対処できなかったのかなという思いもあったんですけど、やっぱり、結果的にはまた殺人未遂になる事件を起こしてしまったのかなというのが一番の感想です。

司会者

どうもありがとうございます。今のような思いを評議の中でお話しになったかもしれませんが、評議のことについてはまた最後の方でもお話を聞いてみたいと思います。

それでは次に、4番の方になりますが、ご担当されたのは、現住建造物等放火事件、そして裁判員としてご参加いただきました。この事件は、実は私と坂田判事が裁判官として関わっております。その内容は精神疾患の入院治療を終えて、上のお兄さんと同居していた共同住宅の部屋に戻った被告人が、その上のお兄さんの生活ぶりとか、下のお兄さんの自分に対する対応に不満を抱いたことをきっかけとしてその共同住宅の部屋に放火しようと考え、部屋の中にライターで火を放って、一部を焼いたんですけど、その後自首したという内容でした。公訴事実には争いはなかったけれども、被告人が患っていた精神疾患がどの程度犯行に影響を与えたのかというようなことで、検察官と弁護人で主張の対立がありました。検察官は実刑を求めて、弁護人は執行猶予を求めました。審理と評議には5日間を要し、判決は懲役2年6か月の実刑だったということになります。それでは、感想などありましたら伺いたいと思います。お願いします。

#### 4 番

全般的な感想というところなんですけれども、まず、裁判員裁判に入る前に、自分の部下にあたる女性社員がいて、その方が一回、裁判員を経験したことがあったので、どういう流れで進むんですよというような話は聞いていました。期間中、特に判事の皆さん、ここに居ない裁判官の方、非常に懇切丁寧にガイダンスいただいたので、期間中全く困ることがなかったなと思っております。ありがとうございます。特に、この裁判の中で印象に残ったなと思うことは、弁護人の方が、ものすごく被告人の立場に立って、真摯に活動されているなど、例えば大学に行って復学の話聞いてきたりだとか、行動を起こされていて、そんなことをしなくてもいいのではないかというくらいまでやっているなということで、非常に印象深く思いました。被告人の方には、刑期、確かこれは2年6か月、実刑なんですけど、その後戻ったときに、どういうふうにな人生歩んで行くのかということに、思いをはせられたなということが印象に残りました。この事件は、たまたま放火だったので、これが、重たい事件、殺人ですとか、そうすると本当に判決に死刑とか入ってくると思うんですけれども、それを、この人、死刑でいいですと判断するとなると、非常に重たいことなんだろうなということ、すごく想像しました。その後の人生では非常に重たいものを背負ってしまうだろうなということ想像しました。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは次に5番の方の事件についてご紹介していきます。住居侵入、強盗殺人、銃刀法違反事件に裁判員としてご参加いただいたと伺っております。この事件は、知人である被害者から現金を強取する目的で、対応によっては被害者を殺害することを意図しながら被害者方に牛刀を持って侵入し、その頸部などを多数回切り付けるなどして殺害し、現金1700円余りを奪ったとして起訴されたということです。強盗する目的があったかどうかについて争いがあったと聞いています。審理と評議には7日間を要し、判決は強盗目的があったということ認めて無期懲役となったということ伺っています。それでは、ご感想などがあれば伺いたいと思います。

#### 5 番

当初、私の周りには経験者がいなくて、内容を誰にも聞くということではできなかつたんですけれども、こちらに来て、色々選任されるまでの流れとか、とても丁寧に説明してくれたので、不安もなく進めたのかなと。事件そのものはとても重たいものだったのですが、終わってみると、意外に結論までというのが早く、というのか、まとまって、予定としてこれくらいの日程でということを決めていただいていると思うんですけれども、その中で淡々と収まったのかなと。評議は毎日行っていたんですけれども、皆さん色々、個々なので、色々な面、ポイントを見ているので、活発な評議ができたのかなと思っています。とてもいい経験をさせていただいたなというのが全体的に思います。

#### 司会者

どうもありがとうございます。では、6番の方になります。事件としては、殺人、窃盗事件に裁判員としてご参加いただいたと伺っております。この事件の内容は、事前に凶器を準備して被害者のすきを窺い、金づちで被害者の頭を多数回殴って殺害した上、被害者から現金や自動車を窃取したというものだったと。公訴事実には争いはなく、被

告人に対し、どのような刑を科するのかを中心に議論がなされたと同っております。審理と評議で5日間、判決結果は懲役20年というものだったということですが、ご感想などありましたら伺いたいと思います。

6番

最初に裁判員に選ばれて、冒頭陳述をそれぞれ検察官の方と弁護人の方から伺ったのですが、中身の濃さが違って、あまりにも公訴事実を争わないということだったんですけど、被告人の話の内容が、弁護人と検察官がした話が違ったので、全然事件が見えませんでした。全部見えないまま判決まで行ってしまったなというのがあって、弁護人の内容は、自分勝手な理由で、被告人は被害者の方を殺害してしまったというのがあって、懲役20年という量刑にはなったんですけど、あまり、いまいち納得できなかったかなというのがあるんですけど、刑の決め方というのは今回参加して初めて分かったことなので、そういった観点…20年というのは妥当と言ったら言葉が違うかもしれないですけど、20年ということで決まったのはしょうがないというか、そんな感じに思っ、自分の中で納得させたというのがありました。

司会者

どうもありがとうございます。評議では色々な意見が交わされて、ご自身の意見を見直したり、あるいはご自身の意見でお話ししていただいたり、グループで色々考えていただいたり、色んなことがあった末に、例えば今の方のご意見ですと20年という結論が出たと、グループとして到達したということなのだと思います。

全般的なお話ということでしたけれども、非常に色々なお話が出ていました。弁護人の活動とか検察官の活動、言い分の違いとか、それから選任手続のときの話とか、あるいは選ばれたときの気持ちとか、そんなお話しがいくつか出ていました。あと、評議というところにフォーカスしたご意見もあったと思います。これから先は裁判の進み方にしたがって、場面を区切りながらお話を伺っていこうと思います。

<選任手続について>

司会者

まず、皆さんが初めて裁判所に来られるのは、裁判員の選任手続です。ご経験されているので、よくお分かりだと思いますけれども、選ばれましたので、この日に来てほしいと。それで、都合をつけていただいて、そういう色々なご苦勞があったかと思います。そして当日、裁判所に来て、まさにこの部屋で裁判所職員から説明を受けて、最終的にはくじの結果を発表されて、ということになるわけですけれども、2か月程度前から連絡を差し上げている、ご苦勞をかけているところではありますが、何かそのあたりで調整が大変だったとか、選任手続でここらへんを変えた方がいいんじゃないかとか、改善できるのではないかと、あるいはここは良かったとか、思い出すことがありましたら、ご意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

3番

あの、来た時に思ったんですけど、最後に選ばれて、集まった人たちが30名近くいたと思うんですよ。その中から8名ですよ、選任されるのは。どうして30名近く集めるのかなという。もう少し、少ない人数でもいいのではないかしらと思いました。

司会者

同じような観点、視点から何かご意見を持っておられる方はいらっしゃいますか。呼ぶ人数ですね。もうちょっと人数を絞ってもいいんじゃないかなというご意見かと思うのですが、あるいは逆に、あれぐらいは必要なんじゃないかというようなご意見もあるかもしれないですけども。

5番

私も人数は非常に多いなという感想でした。私、時間ぎりぎりになったので、最後、34番目くらいのところに座って、ただ、それ以前から、間違いなくこの時間までに来て下さいという案内と電話も来たりとかしていて、それでいて、なおかつ、世界一公平なくじと言われているもので、ポンと数字が出て、それで数字が出たときに、あ、やっぱり俺当たったんだなど、なんか世界一公平と言われつつ仕組まれているような気も、ちょっとしました。

司会者

ありがとうございます。仕組んでいることはないんですが。本当にくじなんですね。人数のことにに関して、若干説明になってしまいますけれども、もともと8人、場合によってはもうちょっと多い場合もありますけれども、公平に選ぶ必要があるということと、それから検察官と弁護人には、それぞれ理由を特に示すことなく、不選任にすることを求める権利というものがあり、それをだいたい5人くらいずつは行使することができるかとされています。その方々を抽選母体から外した上で抽選という公平さを保つためには、やはり20人から30人くらいの間の人数を確保する必要があるのです、そのあたりの人数で運用しているということになります。ただ、おっしゃるようにそれなりの人数を呼んでおりますし、結構な数の方にお帰りになることになっておりますので、その辺は、確かにこれから先もですね、適正な呼出人数は考えていく必要があるかなと、裁判所としては思っているところです。

他に、選任手続、特にご都合を合わせるのが大変だった、というご経験があれば、ぜひご披露いただいて、もちろんプライバシーの問題もあるでしょうから、そこは守っていただいて構わないんですが、何かご苦労談とかはありますでしょうか。

6番

私は仕事で営業に回っていて、毎月何日にお客様のところに行くという約束をしていたんですけど、やはり月末とか集金で、月頭ならいいんですけど、私が受けたのは2月末から3月の頭の事件だったんですけども、約束がけっこう入っていたので、お客さんには事前に説明をして、前もって通知が来てたので、この日はいないんですけど、もしかしたら、その後一週間いないんですけど言うことはできたんですけど、裁判をやる日というのは、どうしても決められちゃうと思うので、日程をずらしたりだとか、他の人に任せるのが大変だったなというのがありました。

司会者

なるほど。どうもありがとうございます。営業のお仕事をされているというお話でしたけれども、その他のお仕事、あるいはご家庭の都合とかでも、かなりご苦労があったのではないかなと思いますけれども、そういう意味で、何日間も、5日とか、場合によっては7日とかですね、長い期間お付き合いいただいたということですので、とてもご苦労をおかけしたと思っております。何か、他にこんなこともあったんだよという方は

いらっしゃいますでしょうか。

4番

私は事務職ということと、会社も民間企業ではありますが、公休というか、「特別休暇（出頭）」というものを使って、出頭というと、何か自分が悪いことをしたような感じですけども、比較的、私の会社だと、割と行ける人は行けるんだろうなと思ったんですけども。さきほど6番の方がおっしゃっていたとおりで、月末月初だとか、極端に言うと、年度末だとかに日程が組み込まれると、おそらく一般のサラリーマンだと、事務系でも営業系でも、どんな職種であっても、かなり辞退者が続出するんじゃないのかなと思うんですよね。なので、裁判の日程自体をそういうところには当てないとか、あり得ないんでしょうけど、そういうことが想定されるので、ちょっと考えた方がいいのかなということは思わないでもないですね。

司会者

どうもありがとうございます。確かに、裁判の日程は、起訴されて、色々な準備をして、それから、ここだったら何日間の日程で皆さんをお呼びできるだろうというのを、決まったところで押さえていくという感じになっておりますので、確かに、おっしゃったような月末あるいは月初、あるいは年度末、そういった辺り、国民の休日みたいなものもいろいろありますからね、色々考えながらこれからもやっていかなければなと思った次第です。

<冒頭陳述について>

司会者

それではですね、次に裁判の中身についてお伺いしていきたいと思います。

実際に裁判が始まるのは、選ばれた日の翌日から始まることが多かったかなと思いますが、朝の10時くらいから始まると思うんですが、被告人の氏名などを確認して、検察官が起訴状を読み上げて、事実について間違いがないかどうか、間違いがあるという場合もあるわけですが、それを聞いて、その上で、具体的な証拠を見ていく段階になるのですが、その前のところ、そのちょうど間くらいのところですね、検察官と弁護人が、それぞれ、私たちは皆さんにこういうことをこれから証明していきます、私たちの見立てはこういうことです、というようなことを説明し、私たちが皆さんに着目してほしいポイントはここだと考えています、というようなことを述べる場面、冒頭陳述と言いますけれども、その場面があったと思います。皆さん、それぞれの資料、お手元の資料の中の最初の方に出てくる「冒頭陳述」と書いてあるような辺りのお話をしたいと思います。

冒頭陳述を聞いたときにはまだ証拠の内容とかを全然聞いていないし、おそらく裁判官も皆さんに対する手続の説明としては、これから主張が出ます、ストーリーが示されますが、それは見立てです、ストーリーであって証拠ではありません。それぞれが言いたいことをこれから皆さんに説明する段階です、というようなこと、表現はそれぞれあると思いますが、説明していると思います。一番最初、裁判に臨むにあたって、その裁判のポイントを掴んでいただきたいという場面なんですけれども、その部分についてのお話を伺いたいと思います。皆さんが冒頭陳述を聞いて、長かったとか、細かかったとか、あるいは適正でちょうど良かったとか、色々な意見があると思いますが、これか

ら始まる裁判のポイントが分かったかどうかという点、いかがでしょうか。どなたか、ご意見がありましたら伺いたいと思います。

#### 1 番

検察官の冒頭陳述については、文面がまとまっていたので大変わかりやすく理解ができました。翻って、弁護人の冒頭陳述については、実際に主張されていることが箇条書きされているのはそのとおりなのですが、正直言って文章だけになっちゃうので大変見にくいし、検察の冒頭陳述はソフトを使って分かりやすく書いているのに対して、文面、箇条書きは見た目の印象もかなり違ってくるし、ましてや弁護側の冒頭陳述というのは、被告人の利益のために、多少分かりやすくかっこつけて書くべきではないかと、感想としてはまず思いました。それと、冒頭陳述の中で、当然、求刑というところまではまだ出ていないんですけども、多少、量刑についての考え方が一部示されたんですけども、これは最後のほうの論告、求刑のところまでかかってくるんですけども、結局、求刑の量が今一つ分かりにくかった。最大量刑でいくのか、3分の2でいくのか、半分でいくのかとか、そういうようなところを最初に示してほしかったなと思いました。

#### 司会者

どうもありがとうございます。2番の方も同じ事件をご担当になったんですけども、このオープニングのところ、冒頭陳述のところでは何かお気づきの点というのはございましたか。

#### 2 番

検察官側の方で話しているのは、非常に、素人の私でも、あんなほどなど、頭の中で、物語というか、こういうことがあって、こういう関係で、こういう内容で、こういう事件が起きてと、結果がこういうふうになりましたよというのは、だいたいは想像はできたんですけども、弁護人が書いている冒頭陳述メモを最初からずっと見ていたんですけども、途中でどこを読んでいるのか、あれっと思って、飛んでるようなところがあって、急にどこを読んでいるのかという感じがあって、途中から頭に入ってこなくて、どこを読んでいるのか探すのに必死で、あまり頭に入っていないような感じでしたので、読むなら読むで、ちょっと飛ぶときに何枚目のどこをご覧くださいとか言ってくれば、分かりやすかったと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。他の事件を担当された方で、ご自身の事件の検察官とか弁護人が話した、あるいは見せた冒頭陳述について何かお気づきの点とか、今の同じような観点でも構いませんので、何かありますでしょうか。

#### 6 番

私が担当した事件の検察官の方は、女性の方で、今回、初めて担当された事件だということで、後から説明を聞いたのですが、すごく話し方が上手というか、強調する部分を強めに言ったりとか、メモをかなり細かく、何年の何月ころというのを、はっきり時系列順に話をしてもらったので、すごく分かりやすかったです。被告人がどういう状況で、どういうふうに殺して、ここは個人的な感情になりますが、被告人がどのくらい悪いやつなのかということがすごく伝わってきました。

逆に弁護人の冒頭陳述メモは、すごく簡素過ぎて、弁護士の方も大変だなと思ったの



ですが、被告人が協力的ではなかったのかもしれないですけど…、どうしていいのかわからないというような…。弁護人の冒頭陳述の話を聴いている限り、被告人はもう弁護してもらわなくてもいいというぐらいな感じが伝わるくらい弁護士と話をしていないのかなという感じに受け取れる内容でした。弁護士の方と検察官の方で、全然、冒頭陳述の内容が違い過ぎて、検察官の話しか入ってこなかったというような感じでした。

司会者

ありがとうございました。3番さん、4番さん、5番さん、何かお気づきの点などはありましたでしょうか。

5番

私の事件なんですけれども、検察官は、大野さんとあと女性の方がいらっしやって、この冒頭陳述メモに基づいて話をされたんですけれども、とても聞きやすく、ポイント、ポイントでこういうふうにお話をされたので、メモ的にも非常に見やすかったですし、聞いている中身も、すっと入ってきたなという感じでした。私、個人的には、弁護人側の陳述のときにも、事件の内容はこれこれこうで、というふうにくるのかなと勝手に思っていたのですが、そうではなくて、検察官が出された資料に対して、それはそうとは言いきれませんというようなかたちで資料が入っていたと、プレゼンのディスプレイにパワーポイントを映しながらずっと話をされたので、どちらも分かりやすいといえば分かりやすかったのかなという感想ですね。

司会者

こう、対立するところ、注目したらいいのかなというところが受け取れたというところでしょうかね。

5番

はい。

4番

今回の資料を見て思ったのは、資料の作りがいいなというか、非常に分かりやすい。検察側も弁護側も非常にポイントがよく分かったと私は思います。時系列でまず何が起こったのかということ、争点が、精神疾患がどれだけ事件に影響を与えたのかということだったので、この事件で、どこが争点になるのか、まずはこの時点で分かったというのが、プレゼンも素晴らしかったですけれども、資料の作りという部分で、両陣営とも全般的に分かりやすくされていたと思った次第です。

司会者

ありがとうございます。3番の方、何か思い出すようなことはありますか。

3番

皆さんがおっしゃったとおり、本当に分かりやすい、検察の方からの冒頭陳述、中身は本当に分かりやすかったです。

それと、ひとつ気になったのが、検察官が証人に対して高圧的な…、来て下さっているのに、一般から見て、先生とか、色んな人が、証人尋問されますよね。来てくださっているのに検察官が高圧的な話し方をするんだなと思った次第です。別に、悪くはないと思うんですけど、もうちょっと、優しいとかそんなのではないですけど、感謝とまでは行かないんですけど、そういう気持ちがあってもいいのかなと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。最後のところは、実は重要なお話で、証人尋問とか被告人質問とか、証拠調べを行う、実際のところですね。そこでかなり問題となるところだろうし、皆さんが耳で聴いて理解していく場面ですから、色々とお感じになったところもあるでしょうから、次のパート、次の段階のところでも聞いてみたいと思います。

突然ですが、検察官と弁護人の立場から、今皆さん、冒頭陳述についてご意見なりご感想なりのお話があったんですけど、何かみなさんにここで聞いておきたいなということがありましたら、検察庁の立場からあるいは弁護士会の立場から、何かありましたら伺いますが、いかがでしょうか。

奥田弁護士

特に質問というわけではないんですが、皆さん、色々な事件の冒頭陳述をご覧になって、単に箇条書きだけのものもあれば、カラーで分かりやすく書いているものもあれば、これ、多分検察官の冒頭陳述はほとんど同じようなパターンというか、同じような調子で作られていると思うんですけども、そのあたりの面は個々の弁護人の力の差とか、被告人との信頼関係がどこまで出来たのかとか、そういう、ケースごとに出来が違ってくる面があるのかなと印象を受けました。言い訳めいた話なんですけれども、一言お断りさせていただければと思います。

司会者

そういった、冒頭陳述の在り方みたいなものというのは、弁護士会としては、あるいは、弁護士会の中での仲間でもいいんですけど、何か話し合ったり、こうしたらいいのではないかというような意見交換をしたりされるのでしょうか。

奥田弁護士

弁護士会という性質上、研修会みたいなことはもちろんやっているんですけども、研修会に熱心に参加している弁護士もいますし、自分で色々研究している弁護士もいます。他方で、弁護士の場合は民事事件や家事事件など、色々な事件がありますから、その中で刑事事件にかけるウエイトの違いみたいなものは、残念ながらあると言わざるを得ないと思います。

司会者

大野検事から、何かご質問とかありますでしょうか。

大野検事

特に質問ではないのですが、とりあえず、検察側の冒頭陳述は分かりやすかったというご意見をいただいたので、ほっとしています。これからも理解していただける、簡単な冒頭陳述を心掛けたいと思っています。

#### <証拠調べについて>

司会者

それでは次に、証拠調べのところのお話について伺いたいと思います。証拠調べについて、皆さんがどのようなご経験をされたのかということになると、例えば捜査報告書と称されるものが、スライドなどを使って、大画面とかを使って示されるという場面があったと思います。それから、供述調書を読み上げるのを聞いたという方も中にはいらっしゃるかと思います。聞いていないという方も、もちろんいらっしゃると思います。

それから、被告人の話を聴くという被告人質問、同じように、証人の話を聴くという証人尋問という場面があったかと思います。しかも、証人尋問の中にも、その事件自体を知っているとか、関係しているとか、そういった立場の比較的近い人の話を聴くという場面もあったかと思いますが、先ほどもちょっとお話があったかと思いますが、専門家、お医者さんの話を聴くというような場面に出くわしたという方もいらっしゃると思います。ちょっとザクツとした聞き方になりますけれども、その証拠調べの内容について、先ほど3番の方は期せずして言って下さいましたけれども、同じようなことでもいいんですけれども、何か分かりづらい場面があったとか、資料が多過ぎる、あるいは資料が少な過ぎる、これは特に大画面とかで見てる場合ですね。それから、証人の話を聞いているときに、先ほどは聞き方の問題があるんじゃないとか、聞いている内容が細かすぎるとか、あるいはアバウト過ぎて分かりにくいなど、そういう観点から色々な場面で感想をお持ちになったのではなかろうかと思うんですが、どなたからでも結構ですので、覚えておられることがあったら口火を切っていただければと思います。

#### 1番

証拠調べのところについては、スライドを表示していただきながら説明があったというふうに記憶してまして、その点については特に不満があったわけではないです。ただ、どうしても人間忘れてしまうので、その後、実際に評議の場で、僕らが自由に回覧できたわけではなかったはずなんです。確か、裁判官が原本をお持ちになって、それを見ながら、ここはこうなっているんですという説明はして下さいたんですけれども、実際に自分で自由に見れたわけではなかったもので、再度、見直したりする機会が欲しかったなというのが、証拠調べの時点での、不満というか意見ですね。それと、導入の証人尋問と被告人の質問なんですけれども、当然、聞きたい内容はそれぞれ検察の方も弁護人の方も、項目を決めて質問されていたと思うんですが、裁判員としてその場に立った僕らにとったら、どんな質問をしようとしているのかが全部わからないんです。当然、言った言葉を僕らなりに、メモ書きなんかをすることで、それを忘れないようにしようと思うわけなんですけれども、速記やっているわけではないし、ICレコーダーで発言内容を録音することもできないし、もう一度聞き返すことができないわけですよ。ただ、裁判官の方は、その辺はプロなので、かなりの確にメモを取ってらっしゃって、むしろ、評議に入ったときには、裁判官の方からこういう質問に対して答えがきたよということは教えて下さるような感じだったので、若干その点は補完されていたような感じだったんですが、まずは、証人尋問にせよ、被告人質問にせよ、事前にどんな内容を質問して聞き出そうとしているのかという趣旨をあらかじめ僕らに提示してほしいというのが一つ、発言された内容を文面化したものを、僕らに後で見返す、文章として見返すことができるようにしてほしいなというふうに感じましたね。

#### 司会者

ありがとうございます。同じ事件の2番の方、何かお感じになったこととか思い出すことはありますか。

#### 2番

思い出したことは…別に、このままでもいいかなと自分なりに思っはいるんですけれども、血痕とかの血の噴き出したような写真は…、結構えぐい写真がいっぱい出て

きて、うっとくるような場面はあったんですけども、それが事実なんだと受け止めて見ていかないと、事件は解決されないものなんだなということを改めて実感しました。

司会者

なるほど。今、お話しされた血の跡の写真とかは、事件によっては、人が傷つけられている事件については、よく問題となることではありますけれども、何か刺激の強い証拠についての感想を持たれた方はいらっしゃいますか。2番の方は頑張ったということだったと思いますけれども、頑張ることがいいかどうかはともかくとしてですね、証拠の写真とか、その内容について適当だったのかとか、必要だったのかとか、何かそういうご意見を持っていらっしゃる方は他にはいませんか。

6番

私の担当した事件は、鈍器で撲殺したという殺人事件で、結構、最初に写真が出るとは聞いていたので、どういうものが出るのかなと思っていたんですけども、一部白黒になっている写真が出てきたんで、細かい、少なく写っているのはカラーで、飛び散っていて、けっこう凄惨なものは白黒になっていましたし、被害者の方が写っていたものもあったのですが、そういうのは白黒にはなっていたので、見た目はソフトになっていると言ったら変ですけども、そういうのはちょっとソフトになっていたなという感想はありました。凶器も、金づちが証拠として出されていたんですけども、あれは、ちょっと時間がたっているので黒ずんでいるんですけども、被害者の方の毛髪だとかが付いているのがちょっと見えて、気分のいいものではなかったなというのが感じとしてありました。

司会者

なるほど。例えば、一部白黒になった写真をご覧になったということですけども、それでもどういう写真なのかという内容は分かったということですね。

6番

はい。そうですね。

司会者

金づちについても、金づちであるということが分かれば、それ以上は見なくてもよかったのではないかとということでしょうかね。

6番

あとは、どっちの部分で殴ったかとかですけども、それは絵でもいいんじゃないのかなというのはありました。被害者の…、要は殴った跡というのもイラストになっていたのに、凶器は現物が出てきちゃったので、結構、それはあれっていう感じでした。

司会者

どうもありがとうございます。今、そういう写真とか証拠物件の話が出ましたが、何か他の、尋問の仕方とか質問の仕方とかでお気付きの点、先ほど質問の意図が分かりづらいという趣旨も含まれていたんだと思いますが、何を聞いていたのか消えていってしまう、あと、聞いているときにどういう質問をしようとしているのかが分からないというご意見もあって、そういった人の話を聞いていく場面で、お気付きの点がありますでしょうか。

5番

私のおときには、法医学の医師という方が証人尋問に来られて、牛刀をどのように持って殺害というか、襲い掛かったのかということ、どのように持ったのか、段ボールというか紙で作った模型を持っていただいて、こういうふうに持ちましたというかたちでやっていただいたんですけれども、そのときに弁護人の方から、持ち方が違うんじゃないですかというような話があって、こうですか、こうですかという感じで、実際にそこまで出て行って確認すればよかったですでしょうけれども、いや、違いますねとかという、言葉でのやりとりが非常に長くて、なぜにそこに…、確かに、その牛刀の向きによっては、表に向くのか、こう下に刃を向けて持つのかによって、殺傷能力というか、そういった差が出てくるので、重要なところではあるんですけど、それならば、ちゃんと弁護人が前に出て行って、こうなのではというかたちでやったほうがやりとりが進んだのかなというような感じがちょっとありました。あと一点、証拠品というかたちにはならないのかもしれないんですけれども、その殺害されたご自宅の間取図ってというのが、実際にモニターでぱっと映されて終わったんですけれども、ちょっと時間的に短くて分かりづらかった。評議室に戻ってきて、評議している中では、ファイリングしたものを、裁判官が見せてくれたというのはあるんですけれども、そういったものも出していただくと、どれだけ室内を物色したかだとか、そこにはこれだけの血痕が飛んでいましたというのが、その間取図の中に記載されていたので、評議で話し合う中ではあったほうが良かったのかなと思いました。

大野検事

それは、裁判員の手元にあったほうが良かったという趣旨ですか。

5番

そうですね。一人一人、資料として渡されるというよりも、その中で自由に閲覧できるかたちになっていて、最終的には回収していただいて構わないんですけれども、そういったかたちになっていけば良かったなと思いました。

司会者

なるほど。先ほども、評議中に資料をどのように共有するかというお話がありましたけれども、今の5番の方のお話の場面というのは、最初にぱっと間取図を見せられて、その後尋問とかが始まっていくんですけども、自分としては、そのときにすぐ振り返りたいんですけども、必ずしも手元にあるわけではないというときにどうするかというお話だったり、あるいは他の方のご意見では、評議をしているときに話が及んで、そういえばこの前のあれはどうだったかという話になったときに、どこだっけというのを、それぞれがいつでも自由に見れるような工夫があればいいんじゃないかというご提言だったと思います。それはもしかすると、我々裁判所に対するご提言、ご提案というふうに受け取ることもできるかなと思って伺っていました。ありがとうございます。

今と同じような観点でも構わないですし、切り口を変えていただいても全然構わないのですが、他の方、いかがでしょうか。

4番

私は、証人の尋問ですとか、中で交わされた言葉、趣旨、質問に対する回答だとか、議事ということになるのか、例えばメモをとるにも限界があるので、後で簡単なものでもいいので、例えば、次の日に、簡単に、これは昨日の証人尋問の結果、メモ程度のも

のでも、何か印刷されたものがあると助けになるかなと思いました。

司会者

3番の方は何かありますか。証拠調べを聞いているときとか、見せてもらっているときのことですが。

3番

私の場合は、包丁が凶器だったので、最初、写真というか映像で見たときと、そして話合いをするときに現物で見たときの、映像で見るよりは現物を見たときのほうが、すごくまた違った感覚だったんですよね。現物で見て、ああなるほどというか、これで余計に犯罪の話が分かりやすかった。現物を見せてもらって、というのがありました。

司会者

なるほど。ひとあたり、皆さんのご意見を色々な角度から伺いましたが、何か裁判官の立場からでも、検察官の立場からでも、弁護士の立場からでもよろしいんですが、何か皆さんとお話ししてみたいという話題を持っている方、いらっしゃいますか。

大野検事

皆さんは証拠調べで出てきた証拠とか証言とかを目で見たいですか。目で読みたいですか。

1番

目でも読みたい。

大野検事

目でも読みたい。例えば、あの点はどうだったかな、この点はどうだったかなと思ったときに、裁判官に聞けば即答はしてくれるんですよね。こんなざっくばらんに聞いていいんですかね、すみません。

司会者

それは、裁判官も色々いますので、皆さんの色々なサポートはしていると思います。

1番

そうすると、裁判官の方が100パーセント正しくて、当然、他の裁判官も2人いますので、3人とも間違ふようなことは、まずあり得ないんでしょうけれども、どうして裁判を進めている中で、口頭で出てきた答えに頼らなくてはいけないのか、記録を取っている人がいるわけですから、その記録を単に印刷して出せばいいだけのことなので、そうすると、裁判官に対して質問をぶつける手間だって省けるわけじゃないですか。それでひと手間省けるならば効率的なんじゃないですか。

司会者

ちょっと追加してお伺いしますが、実際に法廷でやりとりがなされているときに、分かりづらいなということもあったと思いますけど、その場で、何について質問して、その証人は何を答えたかと、そこは、まさにその場面、シーンとしては、1番の方としては一応は理解することができたということですかね、そのときには。後々、それを振り返る手立てのことをお話しされているように思ったのですけれども。

1番

正直、証人尋問のときもそうなんですけれども、初日、訳の分からないまま、資料もないまま、法廷に連れて行かれて、その場で、裁判官の方と同じ条件で物は見ているん

でしょうけれども、物の見方自体は裁判官の方に比べると、こちらは素人ですから、場にのまれることもあれば、こうやって進められているんだけどこうなのかと、多分流されているような。その中で証人尋問になって、検察官の方が証人に対して、被害者に対して、色々な質問をぶつけているんだけど、何でこんな質問をしているのか意図も分からないし、聞こえてはくるけど、当然発言なので、ところどころ聞こえたり聞こえなかったり、あれ、何の質問をしているんだったけど。あ、こうだよなとメモ書きながら、そして即答で相手が答える、え、どういうことだろう、何か意味がよくわからないなど、そういうことをメモ書きしていると、だんだん混乱してくるんですよ。にもかかわらず、検察官にしろ弁護士にしろ、自分の聞きたいタイミングで質問をぶつけて、答えもあって満足できなければ、ちょこっと変えて質問をぶつけ返す。傍から見れば、同じこと何回聞いているのよというのも正直ありました。だから、あらかじめ質問内容を整理して出せよというふうに思う。ただ、検察官の方も弁護人の方も、僕らのために聞いているわけではなくて、自分たちの立場の利益のために聞いているので、だからそういう受け答えを第三者的に聞いているのは大変分かりづらいので、せめて文書化されているものを後で見直して、裁判官の立場でそれを聞き直していただいて、思い返してみる材料のひとつにしたいと思ってたんです、そのときは。

#### 坂田判事

確かに、例えば判決の内容を決めていく評議のときに、疑問に思われたり、正確に振り返りたいとお感じになったときに、その記録、資料をどのように皆さんと共有するかというのは、裁判官がきちっと評議室で皆さんの疑問を引き出して、把握して、情報を共有していく必要があると改めて感じたところです。今後、これまで以上に慎重にやっていきたいと思います。

金子裁判長と僕が4番さんとご一緒させていただいた事件については、被告人質問、お兄さん2名の証人尋問と、精神科のお医者さんのお話と、それから、被告人のおばさんのお話も伺うことができたのですけれども、評議の最初、冒頭の段階でどんなストーリーだったのか、皆で振り返って、裁判官と裁判員、補充裁判員の皆さんで、どのような事件だったかという情報を持ち寄って共有をする、記憶を呼び戻すプロセスを、しっかりまとめたかたちでやらせていただいて、その上で刑の重さに関わる個々の議論に入っていったと思うんですよね。ただ、振り返ると、もしかしたら皆さんの疑問にきちっと対応できていたかというのは、疑問なしとはしませんので、これからは、今まで以上にこだわってやらせていただきたいと思っております。ただ、悩ましいのは、正確な速記録の完成版が出来上がるにはそれなりの日にちがかかる場合がほとんどだということがひとつございます。また、粗々のものでもというご要望をいただくと思うのですが、早く読める方はすごく早くお読みいただけるとは思いますけれども、一方で、まあ、なかなかという方、すごく時間がかかる方もおられるかもしれない。そういう悩みもございまして、どういうやり方で後々の記憶の喚起、疑問の解消を突き詰めてやっていくのか、工夫させていただきたいと思っております。

#### 4番

やっぱり、粗々なものでもあるといいのかなと、やっぱり難しいというのも分かるんですけれども、そう思ったところです。

あと、私のときの裁判というのは、ご承知のとおり、今お話があったとおりで、検察側の証人としてお兄さんが2人と、お医者さんと、あと被告側の証人としておばさん。皆、ご親戚というか身内の方で、質問とかが終わった後に、皆さん一緒のところにと固まって、お話しをされていて。何となく、私、不思議だったのが、そうすると何か、おそらく検察の方が質問されて、回答とかがぶれちゃったりすることってないのかなとか、そこはないんでしょうけど、あってもしょうがないのかなというふうにもちょっと思ったりもしたんですけど、どうなんですかね、そこって。みんな一緒に座ってたので。

司会者

この証人の次に私がしゃべるといときには、その法廷にはいないということで通常はやりませし、そのあたりは、証人の証言が変に影響を受けないようにというのは、裁判官がちゃんと仕切るところだと思いますし、検察官や弁護人も気を遣うところだと思いますので、それはまさに、傍聴席とかで固まって座っていれば、おっと思うのは普通のことだと思います。ありがとうございます。気を付けたいと思います。

それから、みなさんのご指摘の中に、特に1番さんがかなり具体的におっしゃいましたけれども、その質問の仕方とか、何を聞いているのかがそこでぱっと分かるかと、そこで質問の意図が分かって、それに対する答えがあって、それで答えが若干意図からずれたとしても、それでまたちゃんとその質問者が本当に聞きたいことを聞き出す、そういった努力を尋問の中ではしていく、それがまさにテクニックであり、技術だろうと思うんですけども、若干、1番の方はその辺に気になる場面が多かったということですね。そのあたりは弁護人あるいは検察官の立場から、まさに尋問の方法、これは我々は手を出せないところなんですけれども、何かお感じになったことはないですか、今、ご意見を伺って、これはかなり重いお話かと思えますけれども。

奥田弁護士

検察官と弁護人では一応立場が違って、皆さん立証責任というのを、裁判が始まる前に裁判官から説明を受けたと思うんです。それで、基本的には検察官が犯罪事実について全部立証しなくてはなりませんよと、こういう建前になっている。なので、弁護人としては、その証人の信用性なり犯罪事実なりについて疑問を持ってもらえれば、一応、目的は達するという面があるので、質問の仕方、検察官とは若干違う質問の仕方になっていると思います。あとは、ある意味、弁護人にとっては検察官の証人というのは、敵という言い方は必ずしも適当じゃないですけども、敵性証人という言い方をします。つまり崩すべき相手なわけですよ。そうすると、初めから質問の意図を悟られてしまうと、うまく逃げられてしまうみたいな面もあるので、弁護人の質問の意図がわかりにくくなっているというのはやむを得ない面もあると思います。ただし、まだまだ弁護人の尋問技術も未熟なので、そういう意味で分かりにくかったという面もあると思います。

司会者

検察官は何かありますか。

大野検事

1番さん、2番さんにお聞きしたいんですけども、検察側の質問はいかがでしたか。分かりにくいときもありましたか。

2番



私は聞いていたときには、それほど分かりにくいということはありませんでした。ああ、なるほどという。ちょっと私も聞きたいなというところを、近いところを質問してくれたので、納得する場面も一部ありました。

#### 1 番

私の方は逆に、検察官は何を知ろうとして質問しているのかなというのが率直なところ。一番最後の方、被害者に対する証人尋問を検察官がしていたときに、被害者と加害者の関係が雇用関係にあったからということで質問をしていたんですけども、確か、質問が、検察の方が被害者に対して、その職場でさぼっていたとか、要は被告が言い立てる被害者の非難されるべき点について質問をしていたかと思うんですけども、どうしてその質問が出たのかというのが、前段の中では全く意味が分からなかったんで、どうして検察官はこういう質問をしているのかなと、質問の中身というか、意図が分からなかった。質問していること自体は聞いていて分かったんですけども、何を目的に貴重な時間でこんな質問をしているんだろうなと、それが後になってくると、被告人が被害者に対して、矯正させようとする意図を持っていたらしいんだけども、まあ、職場内でこういう悪いことをしていたから、というのが、後から分かったというのがあったんで、だから、検察官としたら当然必要な質問事項だったんだろうなという気が、後で考えたら分かったんですけども、ただその尋問をしているのを聞かされている僕らにとったら、何の質問をしているのよ、どんな意味があるのよ、よく意味が分からないなというのが、率直な意見ですね。

#### 大野検事

ありがとうございました。

#### <論告・弁論について>

#### 司会者

かなり具体的な場面も含めて、厚めに皆さんからご意見をいただきましたので、それぞれの立場で参考になったのではなかろうかと思えます。

それではですね、証拠調べのところは通過しまして、それらを全部受けて、まとめの意見を検察官と弁護人が言う場面があります。論告、求刑それから弁論と言われる場面があります。証拠調べを色々やりまして、その結果こういった事実が認められると我々は思ってます、皆さん、違いますかということと言う場面。それから、この人に対しては、有罪だったらこういう刑が望ましい、ふさわしいという場面。検察官がそういうふうにする。それから弁護人も、いやいや弁護人としてはこういうところに着目しているから、事実についてはこういうふう認定されるべきではないですかと。あるいは刑罰について、こういうことも考慮して、被告人に対してこういう処分を下してほしいというふうな場面があると思うんですけども、その論告と弁論の場面に移っていきたいと思います。先ほど、求刑、刑の決め方について冒頭陳述のところと言及された方もいらっしゃいましたが、もし何かあれば、ここでまとめていただければと思います。

論告と弁論で、それぞれが言いたいことがよく分からなかったな、例えば刑の重さとかですね、結局どうしてそういう結論になるのかよく分からなかったなという、ちょっとネガティブな聞き方をしますが、そういうご感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。刑の重さでも、あるいは事実の内容でも構わないんですけども。もうちょっと説明が

ほしい、もうちょっと理由を言ってほしい、もうちょっと資料がほしい、そういったご意見、ご要望のある方はいらっしゃいませんか。

#### 1 番

弁護人の方にとっては大変恐縮なんですけれども、僕の記憶違いでなければ、弁護人の弁論が、聞いていて非常に最悪だったんですよね。弁論要旨メモというのが文書で配られていて、確かスライドを使って弁論を述べていたんですけれども、スライドの内容と要旨メモの内容がですね、順番が合っていなかったんですよ。弁護人の方は、そのスライドを見せながら口頭で説明をしていると、その説明の要旨がこのメモだったんじゃないかなと思うんですけど、順番が合っていなかったものですから、スライドの画面を見て、メモを見ると混乱しちゃうんですよね。だから言いたかったことの、多分10パーセントも僕らは聞き取ることができなかったんで、それは資料を作るという意味で、申し訳ないけど失格だったと思います。もう落第点なので。作り直すぐらいのことはやってほしいなど。プロなんだから。やってる時間がないとか言ったって、金もらってやってる商売のプロなんだから、言い訳にもならんので。勘弁してください。聞かされるほうも不満なので。ついでに、検察側の方の論告、これは求刑にかかるということなので、ちょっと、かなり主観も入るんですけれども、求刑に関する考え方は論告メモの中に出てきていたので、いくつかの項目を設けて、重くするのか軽くするのか、比較してある程度段階を設けて、多数決的にこれぐらいの求刑に持っていきたいんだと、だから求刑として懲役何年だという出し方は理解できたんですけれども、そうやって決めるのは正しいんだろうなと思うんですけれども、裁判員裁判が出てきたってことは、量刑が甘いと、僕らからすると。もっと重たい刑罰を与えるべきだと。そこらへんで、裁判所はぼけているんじゃないかというのがあって、こういう制度になったのではないかと思うので、もし、一般市民の感情をこういう場に出すのであれば、こういう制度も必要なんだけれども、もっと刑罰を重たく当てるような努力を検察にもしてほしいなど、ちょっとこれは難しいというか、法律の趣旨からすると、多分、懲罰的な刑の与え方をせよと要求しているのと等しいので、多分無理なんだろうなと思うんですけれども、その無理を道理に変えてほしいなというのが僕の気持ちだということなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

#### 司会者

2 番の方、同じ事件ですけれども、今、書面というか、示された資料についての厳しい意見があったところですが、何かお感じになったことはありますか。

#### 2 番

私は、弁護士さんに文句を言うわけではないんですけれども、初めから書いてあることを読んでくれればいいのに、さっきも同じようなことを言ったんですけれども、この資料のとおり、メモのとおり読んでくれればいいんですけれども、途中で飛び飛びになって読むこともあるので、そういうときは、何ページの何行目とか、ちょっとそういう心遣いというのを見せてくれて読んでくれれば、少しは印象が違ったかなと思いますし、マイクを使って話してくれていると思うんですけれども、声が小さくて聞き取りにくかった、正直言って。そういうのは、ちょっとマイナスだったかなというのがありました。

#### 司会者

ありがとうございます。これはちょっと、順番に聞かせていただきます。3番の方、論告・弁論、まとめのところですね。そのあたりで、何か聞きやすかったとか分かりにくかったとかいうことはありましたか。

3番

あの、やっぱり検察側と弁護側の論告って違いますよね。片方は懲役、片方は無罪とかたちでしたんですよ。この開きって何なのかなと思いますね、やっぱり。私たち裁判員から見たら、決めつけるわけではないけど、どうしても前科があつての傷害だったので、有罪っていうのが頭にありましたけれども、やっぱり弁護側は、被告人は無罪というふうに思っているのは、その開きはどこにあるのかなと思いました。

司会者

3番の方が、審理を踏まえて、最後、意見を聞いていると、ご自身としては、なかなか腑に落ちない部分があつたと。

3番

はい。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

検察側の論告メモ、弁護側の最終弁論、ともに、私は、なぜ懲役何年を求刑しているのかということもそうですし、弁護側は執行猶予を付けてほしいと、両方ともなぜそう思ったのかということについては、よく分かりました。何を言いたいのかというのはよく分かりました。まず、検察側の資料も良かったと思いますし、弁護側の、資料は若干見づらいなというふうに個人的なところでは思ったんですけども、ただ、中身は非常に濃く、内容が豊富だったなというふうに、訴えたいことは分かったなと。非常に、内容や話し方ですとか、両方とも、順序立って説明していただいて、何の問題もなかったなという感想でした。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方はいかがですか。

5番

検察官の方の資料なんですけれども、これについては、これこれこういうことによって、こういう考えが成立しますと、きっちりきれいにまとまっていて、非常に見やすかったなと。ただ、文字数がちょっと多いので、きれいにワンペーパーにまとめるという努力をされていると思うんですけども、文字数が多い場合はツーペーパーとかに分けていただいた方が、見る方としては見やすいのかなと思いました。あと、弁護人の弁論の方ですね、資料に入る前に、前段に、弁護人の方がですね、皆さんの考え方、最終判決に持っていく考え方によっては冤罪になりますよと、もちろんそうなんですけども、それをかなりきつい口調で言われたなという感じがあつてですね、他の裁判員の方も、そのことを最後の場で話している方が多かったので、そこが非常にきつく、言葉として、言っていることはそのとおりに間違いないと分かっているんですけども、そのときの言われ方がすごく耳に残ってしまったというのがありました。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方、何かありましたらお願いします。

6番

検察官の方が作った論告メモというのが、事実関係の部分は最初の冒頭陳述の書面ですけれども、量刑の決める部分というので、その部分だけクローズアップして作ってくれていたの、被告人がどれだけひどいことをしたのかというのが出ていて、大変分かりやすかったなというのがあります。弁護人の方が作った弁論メモですけれども、担当した事件の被告人は明らかに刑務所に入りたいというのがあったので、どう弁護していったらよいのか分からないような弁論要旨で、結局、最後は情状酌量を求めるというものでもないですし、何か真実を見てもらいたいと考えているというような、本当に弁護人の方がこう、弁護できなかつたんじゃないかなというのが分かるような内容の弁論要旨だったので、すごく大変だったんだろうなというのが分かるような内容のもので、どうしていいのか分からないまま、結局、弁論要旨を作ったんだろうなというのが読み取れるものだったなと思いました。

#### <評議について>

司会者

様々な意見があって、それぞれ検察官、弁護人も研究しているんだと思うんですけども、それぞれの立場で、今のご意見を持ち帰っていただければと思います。

それではですね、裁判としては、この後残っているのは評議という段階と判決言渡しという段階だけになります。評議というのは、その場に検察官と弁護人はいませんので、裁判官と裁判員の方そして補充裁判員の方が評議室に集まってですね、皆で意見を交わしていく、疑問点があるかないかを考えていったりする場面もあって、最終的に有罪の場合は刑の重さを決めたりということになりますけれども、そこの辺りで、裁判官が皆さんと一緒に考えていくわけです。事件を振り返る場面というのを、先ほど坂田判事がいくつか紹介していましたが、そういったことも含めてですね、裁判官からした説明の内容とか、あるいは皆さんとして意見交換のときの進め方であるとか、そういった評議の場面、評議室で起こったことについて、何か、あそこはこうの方が良かったんじゃないかとか、逆に、あれは良かったとか、そこはこういうやり方があったんじゃないか、私はそこが分からなかったとか、評議の秘密がありますので、具体的に誰が何をしゃべったのかは抑えてほしいなと思うんですが、何かありましたら教えていただけないでしょうか。どなたでも結構ですけれども。

6番

評議の中で、今回、証人として被害者の奥さんの、奥さんは出頭してなかったの、文章できてたんですけども、そういった事前のお話の中で、どうしても人間なので感情的になってしまって、事件の話から逸れたときに、裁判官の方々が、修正をしてくれるので、非常にスムーズに進んだのかなと。やっぱり、どうしても感情が入ってしまって、全く、事件とは、本筋とは違うような部分、証拠として提示されていない部分、要は推測をしてしまいがちになってしまうので、そういった時に、あるものでやっていってくださいと修正をしてくれたので、分かりやすかったです。証拠に基づいて、刑を決めていくっていうのが、非常にやりやすかったなというのがありました。

司会者

どうもありがとうございます。今のような場面、ご自身の経験に照らすと、案外思い出せる節があるんじゃないかと思えますけれども、そういったことも含めて、あるいは、刑を決めるに当たっては、裁判所の方がデータとして持っているグラフとかをお見せしたこともあろうかと思えますけれども、見せ方とかデータの内容とか、そういった面も含めて何か感想を持たれた方はいらっしゃいましたら、ぜひ、この機会に我々も教えていただきたいと思うんですけれども。

#### 5 番

評議で、判決の量刑をどれぐらいにということでは、裁判のデータベースで、こういう事件の場合は何年から何年ということで棒グラフが表示されて、それを逐一見せていただいて、こういったものに関してはこれぐらいが妥当なんじゃないかと教えていただいて、それで無期懲役の場合の案件の内容を見せていただいたりしましたので、量刑については、我々は全く無知なので、分からないところがあるんですけれども、ああ、じゃあ今回の事件に関してはこれぐらいが妥当なのかなという考えは付いたので、それは非常に良かった思います。

#### 司会者

ありがとうございます。今、ご指摘いただいた場面は、データをお見せしながら、こんな特徴があると重くなったり、軽くなったり、そういった説明をした場面があったと、それと事件を比べてみたりしたという、そういった話ですね。他の方、いかがでしょう。そういったことも含めて、色々な場面があったと思えますけれども、何か思い出す方、裁判官の振る舞いや発言、その他についても思い出すようなことがあれば。

#### 1 番

実際にデータベースを基に、今回参加した私の事件の場合は殺人未遂だったわけなんですけれども、その殺人未遂の事例を基にした量刑、案件を検索して、その中で平均してどれぐらいの量刑がなされているのかというのが出たのは、大変参考になったと思います。あと、実際に裁判員の考えをまとめて、懲役何年にするのかといった場合の、懲役の決め方についても、全部で6人ですか、6人プラス3人の9人、9人の票で決めていくという考え方もその場で教えていただいたわけなんですけれども、率直に言って、裁判員が6人いてどの程度役に立つのかなと思ったんですけれども、そのときの懲役の重さに、かかってくる大変重たい任務だったというのが初めてそこで実感できたので、そういう面言えば大変貴重な経験でもあり、大変重い義務を果たしたんだなと思いました。ただ、そうは言いつつも今回の事件に関しては、検察の求刑と判決が、ほとんど期間的には変わりませんでしたので、かなり重たい判決にはなったわけなんですけれども、最近の悲惨な事件とかを見ると、まだまだ判決の年数が甘いと思われるような事件がたくさんありましたので、そういう意味で言えば、先ほども申し上げたとおり、懲罰的な求刑の与え方について、ぜひご検討いただきたいと思います。特に、今回の集まった中では、案件としては出ていませんでしたけれども、危険運転の適用について、まだまだ甘さがあるというか、被害者感情には決してそぐわないというのが多いので、そこら辺についても懲罰的なところを与えていただけるように、検察には努力をしていたいただきたいなというふうに思います。

#### 司会者

1 番の方が何度か懲罰的にと言っておられたのは、趣旨を忖度させていただくと、今までの量刑の傾向とかそういったものでは賄いきれないような、そういった事件が発生しているのではないかと。だからこそ、そういった色々な事情をもう一度洗い直して適正な評価を、法律家の方がすべきではなからうかと、そういったご意見というふうに伺ってよろしいでしょうか。

1 番

そうですね。もっとはっきり言えば、あの、忖度すべき事情があって、判決が軽くなるのであれば、忖度すべき事情で、量刑がさらに重くなるというのがあってもいいんじゃないかと思うんです、単純に。例えば、被害者感情が満足できるように、より量刑を重くしてくれという感情が出てくるわけですから、それをさらに上増しするような考え方で懲罰を与えてほしいというか、結果として軽くなるんじゃないかと、さらに重くしてほしいというふうになってもいいんじゃないかというふう思うんですよね。

司会者

他の方、いかがですか、評議について。あるいは裁判官の立場から、評議について聞いておきたいということがありましたら。

坂田判事

評議で、裁判官がどういうことを気にしているかという、ぜひみなさんにご意見を言っていたきたいということです。こういう事情をすごく悪質ととらえるのか、そうでもないのととらえるのか、こんな事情を特に重視すべきだとか、そうでもないとか、究極的には懲役何年とか、無期懲役とか、私はこう思いますということを、できるだけ率直にお感じになったところをありのままに、疑問点も含めておっしゃっていただきたい。そして、全員の議論の俎上に乗せていただきたい、ということはずっと考えてやっております。そういった観点で、お褒めいただくのは非常に光栄なわけですが、こういう工夫がないからもうひとつ思ったことや感じたことを言えないんだということがあればと思うのですが、いかがでしょうか。

3 番

ちょっと話が逸れるかもしれませんが、今回、こういう裁判員裁判で色々な判決が出ますよね。そして、やっぱり被告人は控訴しますよね、納得いなくて。そして、上に行ったら刑が軽くなる場合もありますよね、まれに。そういったときは、こうして裁判員裁判がせっかくあるのに、どうしてそういうふうに持っていくのかなと思っちゃいますよ。

司会者

確かに、今、3 番の方がご指摘になったようなことは、私も耳にしたことがありますし、実際にそういう例も、例えばすごく重い刑だったのが別の刑に変わってしまったというようにあると思うんですけれども、これはもう、逃げるようなお答えになるんですけれども、我々としては、一審で、この地方裁判所の審理で、今、坂田判事が言ったように、何でも話し合っ、色々な意見を言ってもらって、もうやるだけのことはやったということができれば十分で、その後、別の目から見て、高等裁判所は三人ですが、裁判官から見て、何かちょっと気になる、あるいはまずいというところが発見された場合に、訂正というか変わっていくという制度になっておりますので、そこ

はある意味、折り込み済みのものとして受け止めていただくしかない。そのためにもですね、評議では言いたいこと、考えたこと、感じたこと、これを出し尽くしていただく、そのために、我々は何ができるかなというところを気にしています。そういう面で見たら、3番の方は、何か裁判所に対して要望しておきたいことはございませんか。

### 3番

要望っていうか、やっぱり国の仕組みがそうなのかなと、どうしようもないのかなと思うんですけど。やっぱり、納得しない。せっかく裁判員裁判、全国、これよりも大変な事件があって、遺族にとっては、せっかく裁判員裁判で市民感情で判決が出たのに、被告人が控訴しますよね。今回の事件も、被告人が控訴したんですよ。結果はちょっと分からない、知らないですけど。そういったときに、判決が軽くなったりすると、せっかく裁判員裁判でこうやってしたのに、全く意味がないとは言いませんけど、何なのかなと市民感情としては思います。

### 坂田判事

ちょっとご説明申し上げたいと思うのですがけれども、3番さんがご担当された裁判員裁判の判決が、実際、控訴申立てがあったかどうかというのは承知しておりません。ただ、裁判員裁判の結論というのは容易に覆るものではありません。もちろん覆ることもありますけれども、それは軽い方向に覆る、要は刑を軽くする方向に変更される場合もあれば、重くする方向に変更される場合もございます。裁判員裁判の結論をはじめとして、第一審の地方裁判所の判決結果を、高等裁判所が否定する場合というのは、制度上も運用上も、事後的に第一審の判断内容を振り返って、客観性の高い理由でその判断に誤りがあるとみられる場合に限定されております。高等裁判所の裁判官も、裁判員の皆さんにご参加いただいた事件の判決を簡単に否定できるとは考えていないはずですが、限定された事件で、第一審判決を覆すということが起き、それが報道に載ったりして、議論になっているというふうにご理解いただきたいと思います。今日、こういったご意見をいただいたということは、札幌地方裁判所のホームページにそのまま載せさせていただきますし、裁判所内部でしっかり共有していきたいと思っております。

### 司会者

では、4番の方どうぞ。

### 4番

私の担当した事件は、結局判決では2年6か月で執行猶予なしになりました。だいたい自分が考えていたところに着地したなというふうには思ったんですけども、ただ、ちょっと思ったのが、進め方というのが、すごく助かったことになるんですけども、最初はデータベースを見て行って、色々な状況、それで、これだと1年から3年くらいですねと、3年という人いますか、いないですねと、もうちょっと短いですねみたいなそういうような合意形成をしていったと思うんですよ。非常に、すごく進め方として助かったなというふうには思いつつも、まず一番最初に、率直にこれって何年くらいっていうのを、全く伏せたままでいいかなとは思んですけど、皆の意見、どういうふうに思っているのか、隣の方は、ひょっとしたら10年とかって言い出すんじゃないのかなとか、ということだったり、私は1年というふうには思ったけど、これは超甘いのかなというふうに、そういうようなところを、先に知っておくというのもアイデアなのかな

と。それは、誰が何年とかいうふうに出したということは伏せておいてですよ。というふうに進めていくというのもひとつのあり方なのかなというふうに思いました。その後データベースで、だいたいこういう事件はこのくらいなんですよというのが分かってくるといっても、やり方としてはあるのかなと思いました。

司会者

では、今のお話がありましたので、他の方、いかがですか。

5番

私の担当になったこの事件のときには、データベースを見る前にポストイットが皆さんに配られていて、そこに自分はどうなんだろう、死刑なのか無期懲役なのか、何十年なのかというのをまず書いてもらって、ばーっと張り出して、これこれこう思うと、今まで審理した中で、私はこう思うと、それからデータベースを見て、という進め方だったので、スーッと決まっていたというかたちでした。

司会者

今、4番の方が経験された方法と、5番の方が経験された方法の二つがあったと思うんですけども、他の皆さんはどちらでしたかね。4番の方みたいに、色々資料を見ながらやっていったのか、どっちかというところだなという方。1番、2番、3番、6番の方、どうでしょう。

1番

確か、5番さんと同じやり方だったと思いますけど。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

5番さんのようなやり方で決めてはいたんですけど、私たちが扱った事件の内容は、一歩間違えば本当に殺人罪だったんですよ。たまたま被害者の方が助かって、未遂だったということなので、極めて重たい刑だったんですけども。やっぱり、事件の重要さとか重さを同じように感じたんだなと思いました。

司会者

3番の方、あるいは6番の方は、最初の意見の取り方ですね、オープンに、皆さんどうでしたかと聞いていったのか、それとも4番の方が説明されたような資料を見ながら積み上げて、それから意見を言ってもらいましょうかということだったのか。

3番

5番の方と一緒にです。

6番

僕は4番の方と一緒にです。

司会者

ここにいる裁判官二人は同じグループですけども、札幌地方裁判所には、ほかに二つグループがあります。また、当時皆さんの経験された事件の裁判官とはメンバーがちよっと変わったりしていますので、また色々グループごとにやり方が変わっていくんだろうと思います。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>



司会者

皆さんにあらかじめお願いしていた最後の項目に参りましょうか。皆さんはご経験されたわけですが、これから裁判員候補者名簿に載ることももちろんあるわけで、載って辞退をしないという方法もありますけれども、もちろん辞退することもできますし、新たにこれから名簿に載って行って、皆さんと同じ立場に立たれるという方が必ずいるんですね。そういった方々に何かこうしておいたらいいよとか、こういうふう考えたらいかがですかというメッセージみたいなものがあつたら、これは札幌地裁の恒例なのでお願いしたいんですけれども、6番の方から順番に、言ってあげたいなということがあればお願いできますか。

6番

私は、やる前から、大学で法律を勉強していたのもあって、裁判員制度が始まるというので、ちょうど教授の話でも出ていたので、すごく興味があつて、最終的に最高裁のほうから分厚い書類が届いたときに、やってみたいなと思つていたところに、今回、選ばれてやれたので、大変勉強になったというか、すごくいい経験が出来たので、お客さんとか、同じ職場の人に、裁判員やりましたという話をしたときに、面倒くさいんでしょとか難しいんでしょとか、よく聞かれるんですけど、全然そんなことはなくて、ちゃんと専門家がいて、補助もしてくれるし、確かに、日数、私は5日でしたけども拘束されてしまうので、日程を合わせるのは大変かもしれないですけども、選ばれたらぜひやった方がいいよと、こういうふうに裁判というのは進んでいるんだと、自分が思つたことも聞いてもらえるので、やってみた方がいいよと伝えています。

司会者

続いて、5番の方、お願いします。

5番

貴重な経験をさせていただいたというところで、ぜひ、これから選ばれる方に対しては、絶対に辞退しないでぜひとも経験していただきたいな、というのは本当に思つているところです。今、私は会社員で、公休、年休も取れますし、実際にこの裁判の期間に関しては、特別休暇というかたちの対応も取れたので、非常に、その意味では良かったのかなと思うんですけども、これが自営業の方であつたりだとか、なかなかそういった社内の対応、休みが長期は取れないという方は難しいかもしれないですけど、経験はした方がいいのかなというふうに思います。先ほどから、資料が手元にありますけど、ちょっと考えたのがタブレットなんかを渡していただいで見れると、まあインターネットに接続できちゃうとあれなんですけれども、そこは接続できないようなかたちで渡していただくと、その日その日で、書記官の方が打つたやつも電子ファイルでぱっと見れたりするといいいのかなと思つていました。

司会者

ありがとうございます。では、次の方。

4番

やはり、まず裁判のプロセス、こういうふうに進んでいくんだよというのがよく分かつて、非常に得難い経験をさせていただいたなというふうに思つております。ぜひ、許されるならば辞退することなく、務めていただくということが大事なのかなというふう

に思います。必ずプラスになる経験じゃないかなと思っている反面、やっぱり重たい事件はちょっとかわいそうかなとも思います。もし、自分がもう一回抽選に当たって、それが殺人事件ですとなると、ちょっと考えてしまうかなということはあるかもしれませんが。ですが、そういう中でも、国民としては、裁判に市民の感覚を持ち込むということは大事なことだと思いますので、チャレンジしていただければなと思いますし、私もまたそういう機会があれば、やりたいなというふうにも思っております。

司会者

では、3番の方。

3番

本当に貴重な経験をさせていただいて、ありがとうございますという気持ちです。でも、中身としては、被告人とか被害者のことを、私の場合は6日間ありましたので、本当に6日間、そのことだけに集中するっていうのは本当に疲れます。家に帰ったらもうぐったりして、足取り重く帰っていた記憶もありますけど、でも、本当に貴重な経験をさせていただいたので、感謝しております。

司会者

それでは、2番の方ですね。

2番

皆がやりたくてもやれない裁判員をやらせてもらって、本当に有り難いと思います。今までの見方も、視野も自分なりに広がったような気もしますし、国が、職場でも、つながりが多少なりともつながっているんだなということを改めて、ここで実感したような感じがしました。やってみて本当に良かったと思います。ありがとうございます。

司会者

最後に、1番の方。

1番

私の場合は5日間という日程での裁判員ということでした。最初思っていたよりは、戸惑うこともなく、ただ、考える時間はかなり長かったですけれども、そういう意味で言えば、一般常識があれば、私でもできるというような感じですので、初めてなる方はすごく不安だとは思いますが、気軽にやれるんじゃないかなと思います。ただ、日程が5日間くらいであれば何とかなる人はかなり多いんですけれども、大きな事件になると、長い時間拘束されてしまうケースがあるので、そういうのに選ばれた方は、ぜひ頼みますねとは言いつらいので、その点だけは何とか、5日間とか7日間、決して私らにとっては軽い日程ではないんですけれども、そのくらいの日程であれば、断ることなく積極的に参加をしていただきたいなと思います。ここから先は、主観的な考えもあるんですけど、一般市民は、せいぜい、法を守るという考えは、罰金取られないようにしようくらいの、あとは一般的な常識の範囲で動くと、ただ裁判員みたいなものに就くと、自然と法に対する考え方とか、身を律する点というのが、多少なりともできたような気もするので、そういう意味では、その時期だけは法を守る側に、法の秩序を守る立場に立ったんじゃないかなというふうに思いました。そういう意味では、法律を守る人がいるから、法に守られる、たくさん守る人がいるからより大きな法律の傘に守られるんじゃないかなという意味で、ぜひそういう良い人の循環サイクルみたいな中に含まれ

ていけば、いいんじゃないかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、裁判官、検察官、弁護士からも、それぞれ一言、本日の感想なりをお願いします。

坂田判事

本日は誠にありがとうございました。裁判員制度は、一般国民の皆様の感覚を刑事裁判の場に反映するという趣旨に根差した制度であるわけですが、今日ご意見を伺っていて痛感したのは、裁判官、それから検察官、弁護士の先生方の法廷での活動が、厳しくも温かい、温かくも厳しい皆さんの目線に本当の意味で晒されているのだということです。資料の作り方、法廷での話し方、尋問の仕方、評議の運営、我々はこれを普通にやっているつもりなのですが、今日は、皆様から宿題をたくさんいただいたと思って、克服、改善をしていきたいと決意を新たにしたところです。今日は、貴重なご意見をありがとうございました。

大野検事

皆さん、今日は色々ありがとうございました。私は、裁判員の経験者の方々と話すのは初めてで、本当に楽しみに本日は参りました。厳しいご意見もあり、身が引き締まる思いがしました。これからも、さらに工夫や改善が必要だと思っています。さらに分かりやすい裁判を心掛けていきます。今日は本当にありがとうございました。

奥田弁護士

事件としては、5つの事件があったんですけど、弁護人の目から見ると、弁護人が結果を出したのは4番の方が参加した事件だけなのかなというふうに思います。4番さんは、弁護人が一生懸命やっていたのが伝わったとおっしゃってくれた。だから、弁護人が本当に一生懸命活動すれば、裁判員に、裁判官に、弁護人が考えていることが伝わるんだなということを感じました。他方で、1番の方を始め、厳しい意見が大半を占めていました。身が引き締まる思いです。ただし、弁護人は、事件数、経験数を積むことができないという、非常に、そこが弱みではあります。しかし、それが言い訳にはならないということもよく分かっているつもりです。1番の方がおっしゃるように、ほとんどの事件は国選事件なんです。要するに、税金をもらって仕事をしているわけです。そうすると、やっぱり本来ならば、検察官の活動に見劣りするような弁護活動であってはならないんだというふうに思います。もし、その弁護人が経験不足で、多少の見劣りがあるとしても、被告人のために最善を尽くそうという動きが見える、そういう弁護活動を最低限しなきゃいけないんだと思います。順番が違っていたというような話、指摘も出ましたけれども、そういう弁護士は、もう刑事弁護やめてほしいというのが、正直、私の個人的な考えではあるんですけど、弁護士会の事情として、なかなかそこまで踏み切れるのかというと、難しい問題があります。今日は、非常に参考になりました。ありがとうございました。

司会者

今日は、午後いっぱいですね、色々なお話を聴かせていただきまして、どうもありがとうございました。裁判官としての感想は、先ほど坂田判事が言われたことにほぼ尽きるんですけど、私もこの短い時間ですが、皆さんと色々なお話をさせていただいて、

色々なご意見を聴いて、とても楽しく、かつ、身の引き締まる思いでした。今日はどうもありがとうございました。

### <記者からの質問>

司会者

最後に、今日は報道機関の方が来られているので、もし質問がありましたら、していただくと思いますけれども。ありましたら、手を挙げて名乗った上でしていただけますでしょうか。

記者（HBC）

私が傍聴していた事件の裁判員の方もいらっしゃって、大変興味深くお話を聴かせていただきました。ありがとうございました。2点ほどお伺いしたいことがあります。1点目は、3番さんも途中でおっしゃっていましたが、我々、事件が発生したときから、事件の取材ですとか、テレビで報道することがあります。裁判員に選ばれたときには、すでにその事件の内容をだいたいご存じというケースもあると思うんですけど、裁判員に選ばれてから、我々の報道とは、どのようなお付き合いをしているのかということが、率直に気になりまして、裁判に影響するからあまり見ないようにするですとか、やっぱり気になるから見るですとか、そのあたりの率直なところを聞きたいと思っております。

3番

ちょっと、質問を、もう一回お願いします。

司会者

今の質問の内容としてはですね、裁判員に選ばれる前から、事件の内容についてはニュースとかで知っていることもあるだろうと思います。それで、選ばれた後も、その報道内容とかニュースとかに、裁判のことが出ることもありますから、選ばれた後、そういったニュースとか、そういったものとどう付き合っているのか、見ないようにするとかいうことはありますかという質問だったかと思います。

3番

私の場合は、事件発生時に、本当にたまたまテレビを見ていて、記憶の中にあったんです。ただ、それだけで、中身とかは全然知らなくて、ただ、裁判所に来て、次の日からこの裁判といったときに、事件の内容を聞いて、ああ、あの事件だというだけの話で、中身とかそういうのは、全然知らないんです。

司会者

裁判が進む中でも、あまり気にはならなかったですか。

3番

全然、気にはならなかったです。中身は知らないですから、事件があったというだけの話で、中身自体は裁判所に来て、裁判の中でやってるだけで、中身はこういう事件だったんだというのが改めて分かったという次第です。

司会者

何か、他の方々、いかがですか。今の記者さんのご質問で。

6番

事件は、起こったのは夏だったので、報道を見て、こんな事件あったんだと思って、実際裁判員になって、あの事件だというのはありました。審理が始まって、承諾殺人の

前科があると知って、家に帰ってテレビを見たら当時の映像が流れていたりもしたので、こういうところで、前の奥さんをとこのを知りました。私の事件は毎日テレビでやっていたので、楽しみというわけではないんですけども、そういうふうに見てたのはあったので、私は朝とか、夕方のニュースは見るようにしていました。自分が担当している事件がこういうふうに報道されてるとこのを見るのは、悪いことではない、良いことと言っては変ですけども、情報としては良いことかなと思います。別にそれが、判決、評議に何の影響も与えたというの、自分の中ではないので。

司会者

他の方、今ので何かありますか。

1 番

私の事件の場合は、当然殺人未遂ということで、その事件自体に興味があったので、ネットで検索してもみましたが、主に、この事件の前に、直接の引き金となったもうひとつの殺人未遂事件の方もあったので、そちらの事件を調べたくて、ネットで調べましたが、ただ、調べられることってというのは大したことなかったの。参考になったかならないかという、なったようなならないような。ただ、ちょっと興味があったので、調べてみました。これは別に、人が思ったら調べたくなるのと同じことなので、そういうと裁判員の制度とは、何ら関係もないし、知的好奇心に何が悪いってところですかね。

司会者

他に何か質問はありますか。

記者（北海道新聞）

6 番の方に、ピンポイントになってしまって恐縮なのですが、違ったらそう言っていたきたいのですが、一番最初のご挨拶の中で、懲役 20 年というところで、自分の中で、無理にというか、納得させたというような言葉があったと思うんですけども、今振り返ってみて、これで良かったのかなと思うことがあるという状況なんでしょうか。

司会者

それは、どういうご質問の趣旨なんですかね。

記者（北海道新聞）

もしも、そういう思いが前提であったとしたら、その思いを自分の中でどうやって納得させて、判断を出されたのかというところが、内容にかからない範囲でお伺いできたらなというふうに思ったんですけども。

司会者

わかりますかね、質問の趣旨は。ご自身の意見はあつたらうけれども、最終的な結論が出たと、その過程は色々あるんだろうと思うんですけども、最終的にグループとしてはああいう結論になったと。そういったものを、自分の中でどう解消したかというお話だと思います。

6 番

やっぱり、被告人に、公平の原則、その事件だけ急にどんと重いのはできないという話も聞いていたので、あとはグラフを見て、ということがあったと思います。あと、私の事件の被告人は、刑務所に入りたいというのあって、逆に、そういう人を長く入れ

るのもどうかなのと思ったという部分もありました。

記者（北海道新聞）

もう1点だけ。それは、もしも、例えばもっと評議の時間があつたら良かったとか、評議の時間に関してはいかがでしたか。足りないとか感じたような場面というのはありましたか。

6番

いや、それはないです。結構話し合つて、裁判官と話して、皆さんの意見も聴いて、ついでなのでやったので、時間は足りないとは思っていません。

記者（北海道新聞）

ありがとうございました。

記者（HBC）

最後にもう1点、申し訳ありません。私の知り合いでも裁判員を経験した方がいらっしやいまして、その方から話を聴いたときに、やはり法律の専門家ではないので、遺族の意見陳述ですとか、そういう話を聴いていく中で、やはりちょっと重めの量刑を出しがちな傾向にあると、その人は感じた。その中で皆さんがおっしゃっていたように、裁判官の方からデータを示されたりとかして、こういうケースはこれくらいが妥当だという話を聞いたりして、最後は皆さん、ご自分の結論というのを出されるという中で、ある意味、ちょっと誘導されているような部分があるのかもしれないという意見も私は聞いたことがあったもので、皆さんはデータがあることで、すごく分かりやすく出せたというご意見を、先ほどたくさん聴かせていただいたんですけども、同じように感じた方がいらっしやるのかという点、もし差支えがなければ、裁判官のお二方も、もちろんそういうことはないと思うんですけども、どういったお考えかという部分を改めてお聞かせいただけますでしょうか。

司会者

質問を単純化すると、裁判官の意見に誘導されたと感じたかどうかということですか。そういうことでいいですか。

記者（HBC）

そうですね。

司会者

皆さんいかがですか。ご自由にどうぞ。

2番

私の意見としては、裁判官の意見に誘導されたとは思ってはいないです。本当に重たいなど、事件の重さを自分自身が感じたことですので、被害者のことを思えば、はっきり言って、検察官の求刑よりも、もっと重くしてもいいんじゃないかなという私自身の意見も正直あつたくらいなんですけれども、やっぱりこのくらいの範囲で示さなきゃならないのかなと、皆の意見も聴いて、これくらいが妥当なのかなというのもあつて、決して裁判官の意見に誘導されたということはないです。私の場合はそう思います。

司会者

どなたか、ご意見のある方がいらっしやいましたら。

1番

まず、裁判官に誘導されたということはありません。先ほど、量刑の重さについて、お話が出ていましたけれども、前提として検察の求刑が重く出ない限りは、先ほど質問の方が言ったような現実には現れないわけですから。だから、文句をつけるのであれば、裁判員制度に文句をつけるんじゃなくて、甘い検察に文句をつけるべきだと思います。質問の意図がちょっと分からないですけど。

司会者

3番、4番、5番、6番さん、どうですか。本当に率直に、お感じになったところで結構です。

5番

私も、誘導されたとか、そういった考えは一切持ってなくて、実際に、私の場合は無期懲役というかたちになったと。データベースも見つつ、という話し合いの中で、最終的にそこに落としどころを見つけたというかたちで、あくまでも皆さんとの評議をした中でということだったので、特段、そういう考えはないです。

4番

市民感情を裁判に反映させると、この目的というのは、そうだろうと思います。確かに、市民感情というかね、だけになっちゃうと、厳罰化の傾向になっちゃうと。それは当たり前だと思うんですよね。だけど、その歯止めとしてやっぱり、データベースなり、その中で、裁判官の皆さんが、だいたい求刑っていうのはこれくらいのところなんですよっていうのを示してくれる。まあ、それを誘導という言葉が当てはまるかどうかというと思うんですけど、決して裁判官の方に誘導されてるってことではなく、合意形成をしていく上で助けていただいている、そういうことかと思います。さっきも言ったことですけど、ちょっとご質問の内容に答えているかどうか分からないですけども、結論としては 裁判官に誘導されるということはありません。どんな裁判員裁判でも。

司会者

もし、ご意見があれば、3番の方と6番の方。もし、あれば結構ですけども。

6番

そもそも、刑を決めるということは、今まで当然なかったわけで、言ってしまえば素人なので。そこに自分の意見を出して、そこから、そこに対して裁判官の方、3人から色々な話を聞いて、自分の中で納得させていくという部分があるので、決して言われたとおりにやったということはないし、言いなりになったということはありませんでした。

司会者

本日は、本当にありがとうございました。これで意見交換会は終了とさせていただきます。

以上